

就学援助実施状況等調査結果

- ◆ 令和5年6月に各都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対して、「令和4年度要保護及び準要保護児童生徒数」及び「令和5年度就学援助実施状況」について調査を実施し、その結果の一部を取りまとめたもの。

(本調査結果利用上の留意点)

- 本調査結果は、小中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む）の児童生徒を対象として実施される就学援助について、都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は、各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として、各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は、当該年度内に、各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等（学用品費のほか、通学費、修学旅行費など）が支給されたものであり、給食費や医療費のみを支給されたものは除いている。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は、各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数においては、いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが、その内訳は把握していない。
- 就学援助率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。
- 要保護児童生徒のうち、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（以下、「就学援助法」という。）の補助対象者は一部である。（要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目（学用品費・通学費）が補助対象から除かれるため。）

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課
(令和5年12月21日)



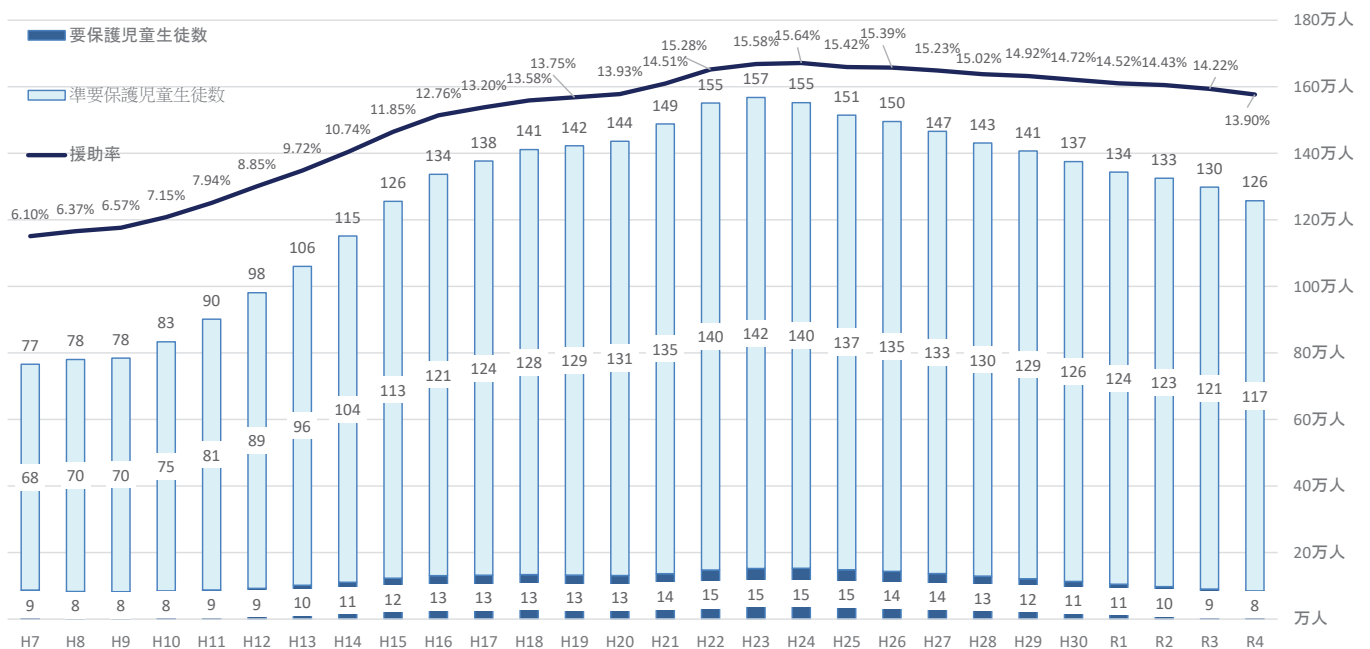
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (H7~R4)



- 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒数（以下「就学援助対象者数」という。）は、**1,257,303人**（対前年度▲41,012人）で11年連続減少。
- 令和4年度就学援助率は**13.90%**（対前年度▲0.32ポイント）で10年連続減少。
- 就学援助対象者数の主な減少要因としては、「児童生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」と回答した市町村が多い。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

(文部科学省調べ)

子供の貧困に関する指標

入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,468 / 1,765市町村 83.2% (対前年度+0.9ポイント)

○ 就学援助制度の周知について、いずれの調査項目においても増加している。

調査項目	R5 (件数)	R5 (割合)	R4 (件数)	R4 (割合)
①入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	959	(54.3%)	944	(53.5%)
②学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	958	(54.3%)	943	(53.4%)
③就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	690	(39.1%)	677	(38.4%)
④就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	665	(37.7%)	641	(36.3%)
⑤毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	1550	(87.8%)	1546	(87.6%)
⑥教育委員会のホームページに制度を掲載	1339	(75.9%)	1304	(73.9%)
⑦自治体の広報誌等に制度を記載	935	(53.0%)	915	(51.8%)
⑧民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	83	(4.7%)	78	(4.4%)
⑨教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	132	(7.5%)	99	(5.6%)
⑩その他	378	(21.4%)	345	(19.5%)

※ 複数回答可。

※ 「入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合」は⑤かつ①、②、③、④のいずれか1つ以上を回答した市町村の割合としている。

※ 「その他」としては、PTA総会で配布する場合や、域内の幼稚園や保育所で案内を掲示している場合、自治体のSNSを利用している場合などがある。

令和5年度就学援助実施状況調査

就学援助の申請書の提出方法・申請期間

文部科学省

申請書の提出方法

- 「希望者が学校に提出（申請者のみ提出）」と回答した割合が43.0%（759市町村）と最も高い。
- 申請の有無に関わらず、全員に申請書の提出を求めて申請希望の有無について確認している自治体もある。

提出方法	件数	割合
希望者が学校に提出（申請者のみ提出）	759	(43.0%)
希望者が教育委員会に提出（申請者のみ提出）	379	(21.5%)
希望者が学校もしくは教育委員会に提出（希望者のみ提出）	661	(37.5%)
全員が学校に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	36	(2.0%)
全員が教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	1	(0.1%)
全員が学校もしくは教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	5	(0.3%)
その他	92	(5.2%)

申請期間

- 就学援助制度の申請期間について、随時申請を受け付けていると回答した市町村が94.9%（1,675市町村）となっている。

申請期間	件数	割合
随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	1586	(89.9%)
随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	89	(5.0%)
申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	66	(3.7%)
各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	18	(1.0%)
その他	6	(0.3%)

※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 複数回答可。

※ 「その他」としては、「新入学児童学用品費等の対象者のうち小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出」などがある。

※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

※ 「その他」としては、自治体の施策で無償化を実施しており、申請を要しない場合など。

2

小学校

中学校

子供の貧困に関する指標

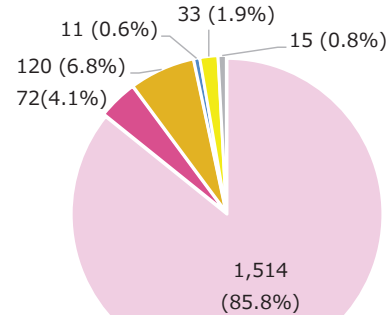
●「令和5年度入学者に実施済み」と回答
1,514 / 1,765市町村 85.8%
(対前年度 +0.9ポイント)

●「令和5年度入学者に実施済み」と回答
1,528 / 1,765市町村 86.6%
(対前年度 +0.4ポイント)

●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
72 / 1,765市町村 4.1%

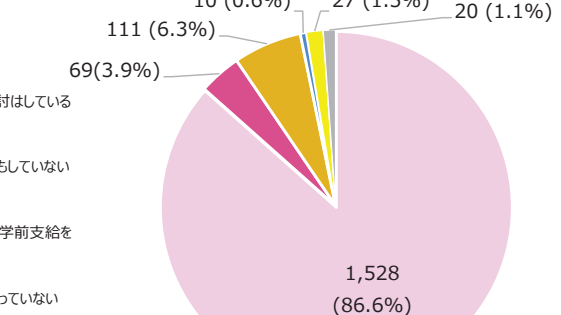
●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
69 / 1,765市町村 3.9%

- 内訳
- 令和6年度新入学者から実施予定：13市町村
 - 令和7年度新入学者以降の実施予定：5市町村
 - 未定：54市町村



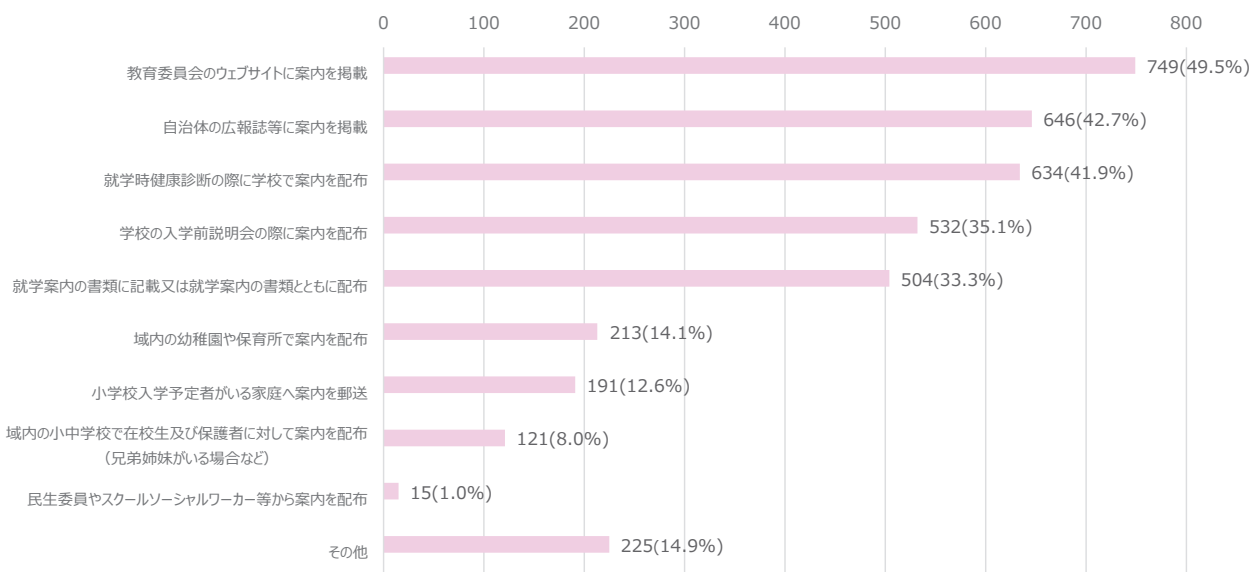
- 入学前支給を行っている
- 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている
- 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない
- 新入学学用品等を無償化しており、入学前支給を行っていない
- 対象者がいないため、入学前支給を行っていない
- その他

- 内訳
- 令和6年度新入学者から実施予定：13市町村
 - 令和7年度新入学者以降から実施予定：5市町村
 - 未定：51市町村



※ 回答市町村数 1,765市町村。
 ※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない
 ※ 「その他」としては、就学援助制度とは別の支援制度を実施している場合などがある。

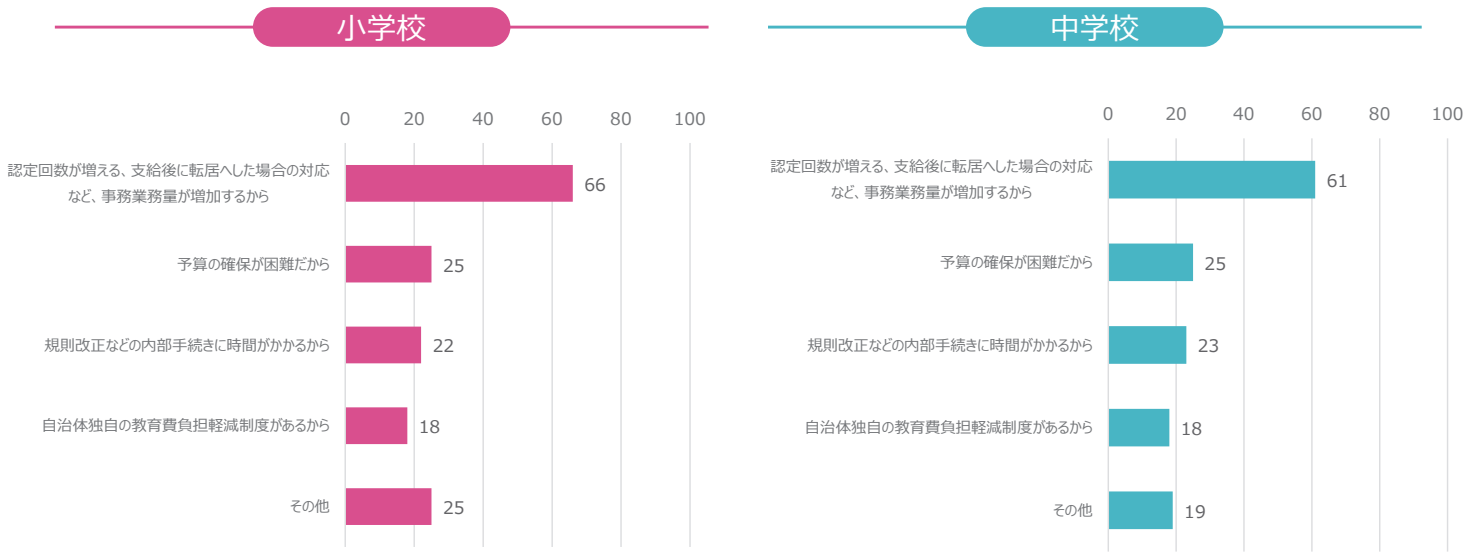
○小学校就学予定者とその保護者に対する周知方法としては、自治体のHPや広報誌に案内を掲載している市町村や就学時健康診断・入学説明会の際に案内を配布している市町村が多い。



※ 複数回答可。
 ※ 回答市町村数 (「令和5年度入学者に入学前支給を実施済み」と回答した市町村数) 1,514市町村
 ※ 「その他」としては、自治体のSNSを利用している場合などがある。

令和5年度就学援助実施状況調査 入学前支給実施に向けた課題

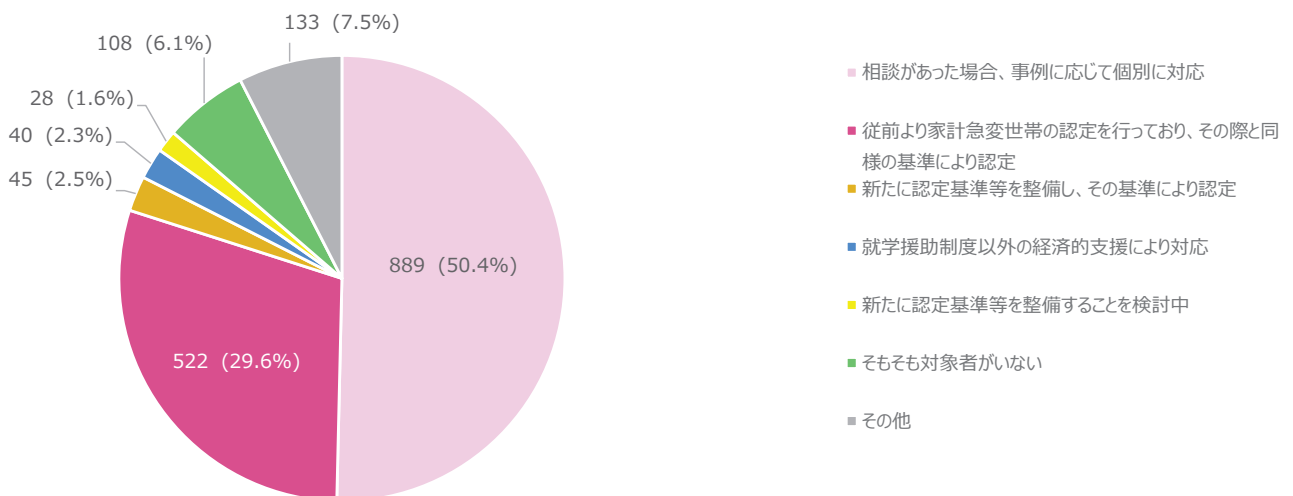
○入学前支給実施に向けての課題では、「認定回数が増える、支給後に転居した場合の対応など、事務業務量が増加するから」との回答が最も多かった。



※ 回答市町村数（「実施を検討していない」と回答した市町村数） 小学校：120市町村、中学校：111市町村。
 ※ 複数回答可。
 ※ 「その他」は、前年度所得（税情報）が確定した上で認定する場合など。

令和5年度就学援助実施状況調査 家計急変世帯の認定

○家計急変世帯の認定について、「従前より家計急変世帯の認定を行っておりその際と同様の基準により認定」、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて新たに認定基準を整備し、その基準により認定」、「相談があった場合、事例に応じて個別に対応」と回答したのは1,456市町村（82.5%）。



※ 回答市町村数 1,765市町村。
 ※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。
 ※ 「その他」としては、特定の要件のみ個別に対応する場合や、自治体の施策で無償化をしており、就学援助の対象者がいない場合など。

- 市町村が実施する準要保護への就学援助では、多くの市町村で複数の認定基準を設定している。
- 主な認定基準のうち、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体は78.2%。
- 「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」では、生活保護基準の1.2倍を超え、1.3倍以下と回答した市町村の割合が最も多い。

認定基準の主なもの	R5自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,340 (75.9%)
生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの	1,380 (78.2%)
児童扶養手当の支給	1,325 (75.1%)
市町村民税の非課税	1,308 (74.1%)
市町村民税の減免	1,113 (63.1%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,098 (62.2%)
国民年金保険料の免除	1,098 (62.2%)



自治体における 基準の倍率	R5自治体数
～ 1.1倍以下	137 (7.8%)
～ 1.2倍以下	220 (12.5%)
～ 1.3倍以下	774 (43.9%)
～ 1.4倍以下	54 (3.1%)
～ 1.5倍以下	183 (10.4%)
1.5倍超	12 (0.7%)
計	1,380 (78.2%)

※パーセンテージは、回答市町村数（1,765）に対する割合である。

- 主な援助費目のうち、学用品費については、小・中ともに1,500以上の市町村が、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価と同額以上の単価を設定している。

費目	学校種	実費及び現物支給 と回答した市町村数	国のR5予算単価と 同額以上の単価を 設定している市町村数 (上限額又は一定額)	令和5年度 要保護児童生徒援助費補助金 予算単価
学用品費	小学校	23	1,558	11,630円
	中学校	22	1,545	22,730円
新入学児童生徒 学用品費等	小学校	18	1,405	54,060円
	中学校	18	1,068	63,000円
通学費	小学校	405	68	40,020円
	中学校	400	68	80,880円
修学旅行費	小学校	899	616	22,690円
	中学校	914	648	60,910円

- 平成30年10月から段階的に実施された生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度（準要保護者）に生じる影響及び対応について調査を実施。
- その結果として、準要保護の認定にあたり「生活保護基準見直しの影響が生じない（※1）」又は「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行っている（※2）」と回答したのは1,624市町村（92.0%）。
- 一方、「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応予定なし」と回答したのは141市町村（8.0%）。

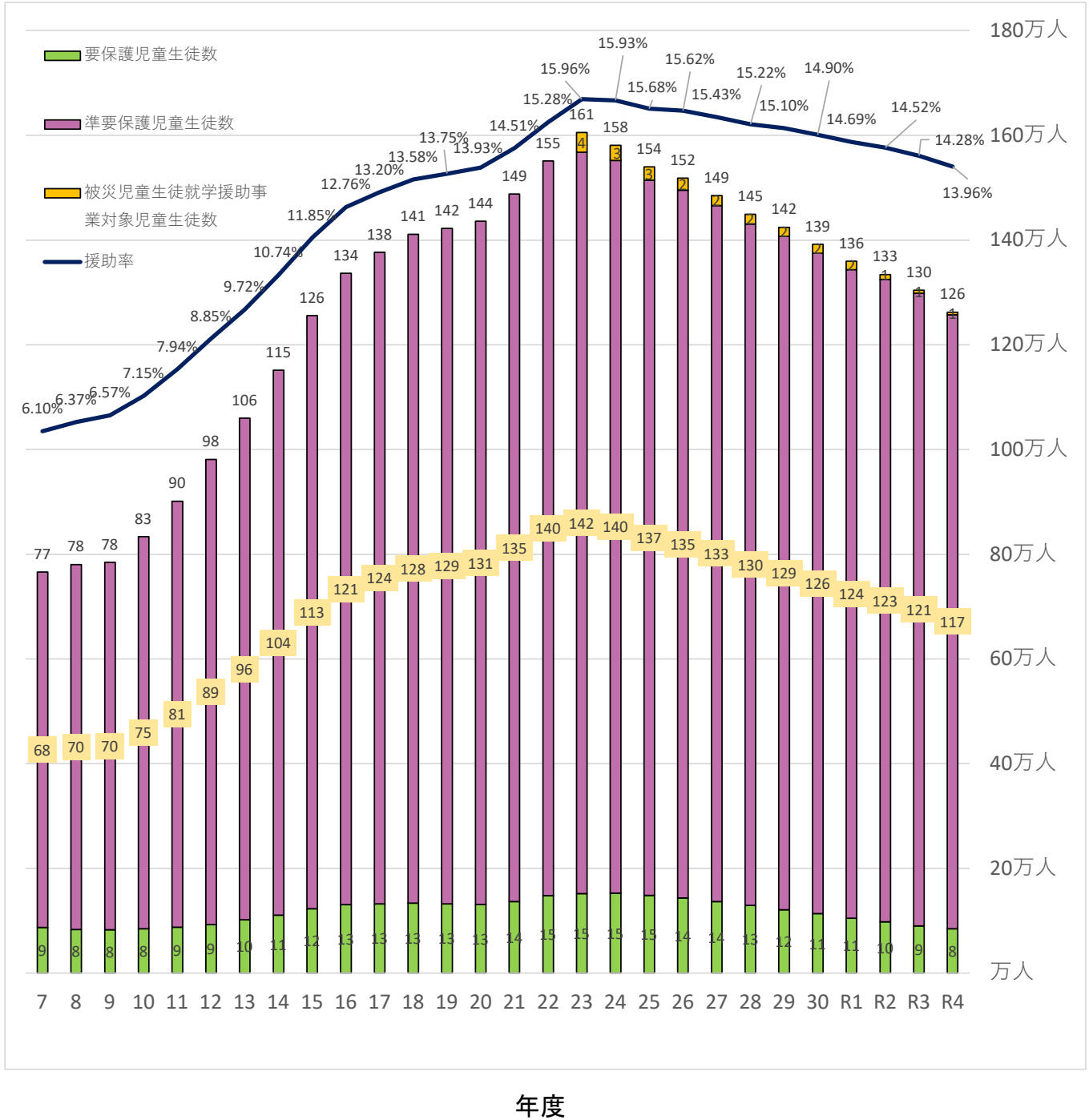
生活保護基準見直しに伴う影響及び対応	市町村数
①生活保護基準の見直しの影響が生じない（※1）	1,440 (81.6%)
②生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行っている（※2）	184 (10.4%)
③生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応していない	141 (8.0%)

※ 回答市町村数 1,765 市町村。

- ※1 ①準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いていないと回答した自治体、②準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしている自治体のうち、平成30年10月の見直し後の生活保護基準を平成30年10月以降、今年度の準要保護の認定基準として反映させないと回答した市町村、③準要保護者がいない、生活保護基準見直しに伴う影響を受ける所得層の準要保護者がいないため対応なしと回答した市町村。
- ※2 見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定するなどの対応。

参 考 デ ー タ

要保護及び準要保護児童生徒数の推移
 <被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む>
 (平成7年度～令和4年度)



- ※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数：東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（平成23年度～平成26年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金・平成27年度～令和4年度被災児童生徒就学支援等事業交付金の対象となった人数）

要保護及び準要保護児童生徒数について

参考1-2

＜被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む＞

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数(c)	合計 (a+b+c)
平成7年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)		766,173人 (6.10%)
平成8年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)		780,349人 (6.37%)
平成9年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)		784,576人 (6.57%)
平成10年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)		833,531人 (7.15%)
平成11年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)		901,315人 (7.94%)
平成12年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)		981,153人 (8.85%)
平成13年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)		1,059,990人 (9.72%)
平成14年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)		1,151,369人 (10.74%)
平成15年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)		1,255,598人 (11.85%)
平成16年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)		1,336,827人 (12.76%)
平成17年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)		1,376,863人 (13.20%)
平成18年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)		1,411,072人 (13.58%)
平成19年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)		1,422,482人 (13.75%)
平成20年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)		1,436,161人 (13.93%)
平成21年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)		1,488,113人 (14.51%)
平成22年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)		1,551,083人 (15.28%)
平成23年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成24年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成25年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)
平成26年度	143,351人 (1.47%)	1,352,134人 (13.91%)	22,866人 (0.24%)	1,518,351人 (15.62%)
平成27年度	136,798人 (1.42%)	1,329,336人 (13.81%)	18,952人 (0.20%)	1,485,086人 (15.43%)
平成28年度	129,320人 (1.36%)	1,301,491人 (13.66%)	18,688人 (0.20%)	1,449,499人 (15.22%)
平成29年度	121,167人 (1.28%)	1,285,921人 (13.64%)	17,111人 (0.18%)	1,424,199人 (15.10%)
平成30年度	113,381人 (1.21%)	1,261,596人 (13.51%)	17,025人 (0.18%)	1,392,002人 (14.90%)
令和元年度	105,000人 (1.13%)	1,238,602人 (13.39%)	15,944人 (0.17%)	1,359,546人 (14.69%)
令和2年度	97,752人 (1.06%)	1,227,269人 (13.36%)	8,993人 (0.10%)	1,334,014人 (14.52%)
令和3年度	90,257人 (0.99%)	1,208,058人 (13.23%)	6,021人 (0.07%)	1,304,336人 (14.28%)
令和4年度	84,881人 (0.94%)	1,172,422人 (12.96%)	5,075人 (0.06%)	1,262,378人 (13.96%)

(注)

(1) 要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。

(2) 合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。

(3) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

(4) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

令和4年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B)	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 生徒合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	7,323	52,930	60,253	20	60,273	345,351	2.12	15.33	17.45	17.45
青森県	556	12,804	13,360	7	13,367	81,185	0.68	15.77	16.46	16.46
岩手県	454	9,246	9,700	714	10,414	83,345	0.54	11.09	11.64	12.50
宮城県	1,473	18,223	19,696	2,229	21,925	167,241	0.88	10.90	11.78	13.11
秋田県	348	7,288	7,636	15	7,651	58,524	0.59	12.45	13.05	13.07
山形県	219	4,969	5,188	36	5,224	74,815	0.29	6.64	6.93	6.98
福島県	557	13,498	14,055	1,660	15,715	128,840	0.43	10.48	10.91	12.20
茨城県	864	16,209	17,073	25	17,098	208,958	0.41	7.76	8.17	8.18
栃木県	634	11,635	12,269	15	12,284	142,781	0.44	8.15	8.59	8.60
群馬県	413	11,837	12,250	17	12,267	140,113	0.29	8.45	8.74	8.76
埼玉県	3,930	61,209	65,139	63	65,202	534,023	0.74	11.46	12.20	12.21
千葉県	3,709	35,220	38,929	5	38,934	447,492	0.83	7.87	8.70	8.70
東京都	8,973	120,523	129,496	56	129,552	837,068	1.07	14.40	15.47	15.48
神奈川県	7,020	78,355	85,375	29	85,404	638,298	1.10	12.28	13.38	13.38
新潟県	829	23,445	24,274	96	24,370	154,056	0.54	15.22	15.76	15.82
富山県	115	5,713	5,828	2	5,830	71,758	0.16	7.96	8.12	8.12
石川県	151	10,592	10,743	7	10,750	84,395	0.18	12.55	12.73	12.74
福井県	132	4,860	4,992	1	4,993	58,902	0.22	8.25	8.48	8.48
山梨県	213	5,044	5,257	1	5,258	55,437	0.38	9.10	9.48	9.48
長野県	346	16,768	17,114	2	17,116	151,372	0.23	11.08	11.31	11.31
岐阜県	329	12,538	12,867	1	12,868	151,853	0.22	8.26	8.47	8.47
静岡県	1,312	20,189	21,501	0	21,501	268,713	0.49	7.51	8.00	8.00
愛知県	3,108	59,416	62,524	8	62,532	596,655	0.52	9.96	10.48	10.48
三重県	668	16,362	17,030	0	17,030	131,965	0.51	12.40	12.90	12.90
滋賀県	586	13,252	13,838	1	13,839	118,213	0.50	11.21	11.71	11.71
京都府	2,981	25,323	28,304	10	28,314	172,539	1.73	14.68	16.40	16.41
大阪府	12,166	99,559	111,725	6	111,731	610,683	1.99	16.30	18.30	18.30
兵庫県	5,053	47,502	52,555	6	52,561	404,600	1.25	11.74	12.99	12.99
奈良県	903	10,958	11,861	2	11,863	92,551	0.98	11.84	12.82	12.82
和歌山県	382	9,387	9,769	1	9,770	63,649	0.60	14.75	15.35	15.35
鳥取県	279	6,092	6,371	4	6,375	41,587	0.67	14.65	15.32	15.33
島根県	246	7,428	7,674	0	7,674	50,459	0.49	14.72	15.21	15.21
岡山県	1,314	18,538	19,852	4	19,856	142,928	0.92	12.97	13.89	13.89
広島県	1,999	40,414	42,413	4	42,417	210,666	0.95	19.18	20.13	20.13
山口県	410	15,701	16,111	3	16,114	95,070	0.43	16.52	16.95	16.95
徳島県	425	5,802	6,227	0	6,227	49,512	0.86	11.72	12.58	12.58
香川県	423	9,837	10,260	0	10,260	71,237	0.59	13.81	14.40	14.40
愛媛県	591	12,228	12,819	4	12,823	97,491	0.61	12.54	13.15	13.15
高知県	680	10,310	10,990	0	10,990	43,132	1.58	23.90	25.48	25.48
福岡県	6,147	78,724	84,871	1	84,872	408,872	1.50	19.25	20.76	20.76
佐賀県	230	8,299	8,529	2	8,531	66,840	0.34	12.42	12.76	12.76
長崎県	1,116	16,725	17,841	1	17,842	99,770	1.12	16.76	17.88	17.88
熊本県	1,001	20,156	21,157	1	21,158	142,440	0.70	14.15	14.85	14.85
大分県	583	13,563	14,146	0	14,146	84,405	0.69	16.07	16.76	16.76
宮崎県	634	13,422	14,056	9	14,065	86,314	0.73	15.55	16.28	16.30
鹿児島県	1,346	27,336	28,682	1	28,683	130,387	1.03	20.97	22.00	22.00
沖縄県	1,710	32,993	34,703	6	34,709	146,847	1.16	22.47	23.63	23.64
合計	84,881	1,172,422	1,257,303	5,075	1,262,378	9,043,332	0.94	12.96	13.90	13.96

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

令和4年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

参考2-2

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校 児童総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護児童数 (A)	準要保護児童数 (B) <small>（要保護者に準ずる程度 に困難していると市町村 教育委員会が認めた者）</small>	要保護・準 要保護児童 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童 (A) / (F)	準要保護児童 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	4,235	33,345	37,580	6	37,586	227,256	1.86	14.67	16.54	16.54
青森県	322	7,875	8,197	1	8,198	53,152	0.61	14.82	15.42	15.42
岩手県	257	5,770	6,027	428	6,455	54,178	0.47	10.65	11.12	11.91
宮城県	892	11,491	12,383	1,417	13,800	110,127	0.81	10.43	11.24	12.53
秋田県	192	4,527	4,719	9	4,728	37,428	0.51	12.10	12.61	12.63
山形県	133	3,024	3,157	16	3,173	48,450	0.27	6.24	6.52	6.55
福島県	356	8,302	8,658	1,046	9,704	84,412	0.42	9.84	10.26	11.50
茨城県	497	10,017	10,514	15	10,529	137,690	0.36	7.28	7.64	7.65
栃木県	361	7,117	7,478	5	7,483	93,349	0.39	7.62	8.01	8.02
群馬県	266	7,459	7,725	6	7,731	90,810	0.29	8.21	8.51	8.51
埼玉県	2,312	37,926	40,238	39	40,277	357,206	0.65	10.62	11.26	11.28
千葉県	2,257	21,734	23,991	3	23,994	300,372	0.75	7.24	7.99	7.99
東京都	5,296	76,906	82,202	21	82,223	600,464	0.88	12.81	13.69	13.69
神奈川県	4,191	50,180	54,371	12	54,383	436,831	0.96	11.49	12.45	12.45
新潟県	513	14,752	15,265	50	15,315	101,155	0.51	14.58	15.09	15.14
富山県	73	3,529	3,602	1	3,603	46,596	0.16	7.57	7.73	7.73
石川県	86	6,637	6,723	2	6,725	55,353	0.16	11.99	12.15	12.15
福井県	69	2,996	3,065	0	3,065	38,392	0.18	7.80	7.98	7.98
山梨県	142	3,096	3,238	0	3,238	36,428	0.39	8.50	8.89	8.89
長野県	224	10,447	10,671	2	10,673	99,341	0.23	10.52	10.74	10.74
岐阜県	203	7,913	8,116	0	8,116	99,702	0.20	7.94	8.14	8.14
静岡県	794	12,300	13,094	0	13,094	177,653	0.45	6.92	7.37	7.37
愛知県	1,818	37,586	39,404	1	39,405	399,038	0.46	9.42	9.87	9.87
三重県	418	10,296	10,714	0	10,714	87,336	0.48	11.79	12.27	12.27
滋賀県	357	8,250	8,607	0	8,607	79,043	0.45	10.44	10.89	10.89
京都府	1,771	16,139	17,910	5	17,915	116,100	1.53	13.90	15.43	15.43
大阪府	7,341	63,411	70,752	2	70,754	412,168	1.78	15.38	17.17	17.17
兵庫県	3,003	30,230	33,233	1	33,234	273,661	1.10	11.05	12.14	12.14
奈良県	543	6,927	7,470	1	7,471	62,076	0.87	11.16	12.03	12.04
和歌山県	224	5,887	6,111	0	6,111	42,609	0.53	13.82	14.34	14.34
鳥取県	167	3,803	3,970	3	3,973	27,870	0.60	13.65	14.24	14.26
島根県	147	4,729	4,876	0	4,876	33,573	0.44	14.09	14.52	14.52
岡山県	800	11,682	12,482	1	12,483	95,063	0.84	12.29	13.13	13.13
広島県	1,196	25,669	26,865	2	26,867	143,387	0.83	17.90	18.74	18.74
山口県	244	9,892	10,136	1	10,137	63,050	0.39	15.69	16.08	16.08
徳島県	250	3,607	3,857	0	3,857	32,742	0.76	11.02	11.78	11.78
香川県	248	6,057	6,305	0	6,305	47,275	0.52	12.81	13.34	13.34
愛媛県	363	7,570	7,933	2	7,935	64,526	0.56	11.73	12.29	12.30
高知県	412	6,486	6,898	0	6,898	29,936	1.38	21.67	23.04	23.04
福岡県	3,735	52,385	56,120	0	56,120	275,849	1.35	18.99	20.34	20.34
佐賀県	139	5,255	5,394	0	5,394	44,412	0.31	11.83	12.15	12.15
長崎県	625	10,663	11,288	0	11,288	66,618	0.94	16.01	16.94	16.94
熊本県	603	12,609	13,212	1	13,213	95,228	0.63	13.24	13.87	13.88
大分県	362	8,492	8,854	0	8,854	55,775	0.65	15.23	15.87	15.87
宮崎県	369	8,340	8,709	5	8,714	58,058	0.64	14.36	15.00	15.01
鹿児島県	778	17,710	18,488	0	18,488	87,035	0.89	20.35	21.24	21.24
沖縄県	1,034	21,442	22,476	4	22,480	99,574	1.04	21.53	22.57	22.58
合計	50,618	742,460	793,078	3,108	796,186	6,078,347	0.83	12.21	13.05	13.10

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

令和4年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

－被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む－

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校 生徒総数 (F)	就学援助率			要保護・準要保 護援助率（被災 児童生徒を含 む） (E) / (F)
	要保護生徒数 (A)	準要保護生徒数 (B)	要保護・準 要保護生徒 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護生徒 (A) / (F)	準要保護生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護生徒 合計 (C) / (F)	
	人	人	人				%	%	%	
北海道	3,088	19,585	22,673	14	22,687	118,095	2.61	16.58	19.20	19.21
青森県	234	4,929	5,163	6	5,169	28,033	0.83	17.58	18.42	18.44
岩手県	197	3,476	3,673	286	3,959	29,167	0.68	11.92	12.59	13.57
宮城県	581	6,732	7,313	812	8,125	57,114	1.02	11.79	12.80	14.23
秋田県	156	2,761	2,917	6	2,923	21,096	0.74	13.09	13.83	13.86
山形県	86	1,945	2,031	20	2,051	26,365	0.33	7.38	7.70	7.78
福島県	201	5,196	5,397	614	6,011	44,428	0.45	11.70	12.15	13.53
茨城県	367	6,192	6,559	10	6,569	71,268	0.51	8.69	9.20	9.22
栃木県	273	4,518	4,791	10	4,801	49,432	0.55	9.14	9.69	9.71
群馬県	147	4,378	4,525	11	4,536	49,303	0.30	8.88	9.18	9.20
埼玉県	1,618	23,283	24,901	24	24,925	176,817	0.92	13.17	14.08	14.10
千葉県	1,452	13,486	14,938	2	14,940	147,120	0.99	9.17	10.15	10.15
東京都	3,677	43,617	47,294	35	47,329	236,604	1.55	18.43	19.99	20.00
神奈川県	2,829	28,175	31,004	17	31,021	201,467	1.40	13.98	15.39	15.40
新潟県	316	8,693	9,009	46	9,055	52,901	0.60	16.43	17.03	17.12
富山県	42	2,184	2,226	1	2,227	25,162	0.17	8.68	8.85	8.85
石川県	65	3,955	4,020	5	4,025	29,042	0.22	13.62	13.84	13.86
福井県	63	1,864	1,927	1	1,928	20,510	0.31	9.09	9.40	9.40
山梨県	71	1,948	2,019	1	2,020	19,009	0.37	10.25	10.62	10.63
長野県	122	6,321	6,443	0	6,443	52,031	0.23	12.15	12.38	12.38
岐阜県	126	4,625	4,751	1	4,752	52,151	0.24	8.87	9.11	9.11
静岡県	518	7,889	8,407	0	8,407	91,060	0.57	8.66	9.23	9.23
愛知県	1,290	21,830	23,120	7	23,127	197,617	0.65	11.05	11.70	11.70
三重県	250	6,066	6,316	0	6,316	44,629	0.56	13.59	14.15	14.15
滋賀県	229	5,002	5,231	1	5,232	39,170	0.58	12.77	13.35	13.36
京都府	1,210	9,184	10,394	5	10,399	56,439	2.14	16.27	18.42	18.43
大阪府	4,825	36,148	40,973	4	40,977	198,515	2.43	18.21	20.64	20.64
兵庫県	2,050	17,272	19,322	5	19,327	130,939	1.57	13.19	14.76	14.76
奈良県	360	4,031	4,391	1	4,392	30,475	1.18	13.23	14.41	14.41
和歌山県	158	3,500	3,658	1	3,659	21,040	0.75	16.63	17.39	17.39
鳥取県	112	2,289	2,401	1	2,402	13,717	0.82	16.69	17.50	17.51
島根県	99	2,699	2,798	0	2,798	16,886	0.59	15.98	16.57	16.57
岡山県	514	6,856	7,370	3	7,373	47,865	1.07	14.32	15.40	15.40
広島県	803	14,745	15,548	2	15,550	67,279	1.19	21.92	23.11	23.11
山口県	166	5,809	5,975	2	5,977	32,020	0.52	18.14	18.66	18.67
徳島県	175	2,195	2,370	0	2,370	16,770	1.04	13.09	14.13	14.13
香川県	175	3,780	3,955	0	3,955	23,962	0.73	15.77	16.51	16.51
愛媛県	228	4,658	4,886	2	4,888	32,965	0.69	14.13	14.82	14.83
高知県	268	3,824	4,092	0	4,092	13,196	2.03	28.98	31.01	31.01
福岡県	2,412	26,339	28,751	1	28,752	133,023	1.81	19.80	21.61	21.61
佐賀県	91	3,044	3,135	2	3,137	22,428	0.41	13.57	13.98	13.99
長崎県	491	6,062	6,553	1	6,554	33,152	1.48	18.29	19.77	19.77
熊本県	398	7,547	7,945	0	7,945	47,212	0.84	15.99	16.83	16.83
大分県	221	5,071	5,292	0	5,292	28,630	0.77	17.71	18.48	18.48
宮崎県	265	5,082	5,347	4	5,351	28,256	0.94	17.99	18.92	18.94
鹿児島県	568	9,626	10,194	1	10,195	43,352	1.31	22.20	23.51	23.52
沖縄県	676	11,551	12,227	2	12,229	47,273	1.43	24.43	25.86	25.87
合計	34,263	429,962	464,225	1,967	466,192	2,964,985	1.16	14.50	15.66	15.72

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

参 考 資 料

義務教育段階の就学援助（概要）

令和5年度予算額 545百万円
(前年度予算額 557百万円)



文部科学省

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【令和3年度 約9万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【令和3年度 約121万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／医療費／学校給食費
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④令和5年度予算額 545百万円（前年度予算額557百万円）
 - ・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ
中学校：60,000円 → 63,000円（+3,000円）



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

要保護児童生徒援助費補助金予算単価【令和5年度予算額】

(単位：円/年額)

区分		対象品目	小学校	中学校	区分	対象品目	小学校	中学校	
学用品費		児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要な学用品（鉛筆、ノート、絵の具、副読本、運動衣、その他、実験・実習材料費も含む。）。	11,630	22,730	通学費		児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス会社等への運行委託料。 （片道の通学距離が、小学校4km以上、中学校6km以上。ただし、豪雪地帯における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学級や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。）	40,020	80,880
通学用品費（第1学年を除く）		児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。 なお、小・中学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,270	2,270	クラブ活動費		クラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,760	30,150
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,600	2,310	生徒会費		生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,650	5,550
校外活動費（宿泊を伴うもの）		児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,690	6,210	PTA会費		学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,450	4,260
体育 実技 用具 費	柔道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあつては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。 なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	-	7,650	卒業アルバム代等		小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	11,000	8,800
	剣道		-	52,900	オンライン学習通信費		ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用される教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	14,000	14,000
	スキー		26,500	38,030	医療費		トラコーマ、結膜炎、白癩、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む。）について学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	12,000	12,000
	スケート		11,810	11,810	学校 給食 費	完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおがずである給食	53,000	62,000
新入学児童生徒学用品費等		新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。	54,060	63,000		補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおがず等である給食	41,000	46,000
修学旅行費		交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金。	22,690	60,910		ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000

※ 赤字は令和4年度予算単価より、増額している。

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和5年度予算額 49百万円
(前年度予算額 57百万円)



背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

就学援助事業【小・中学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- (対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- (対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県等において行う奨学金事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- (対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等





背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○被災により就学困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

- （1）地震・津波被災地域 … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）原子力災害被災地域 … 就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒 (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業 ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
(原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～ 日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～
(令和元年11月29日閣議決定)

第3 子供の貧困に関する指標

指標	直近値	算出方法
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)
	中学校	56.8% (平成30年度)

第4 指標の改善に向けた重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(6) 教育費負担の軽減

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成29年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。